ト　無線局の具体的な使用実態
チ　他の電気通信手段への代替可能性
リ　電波を有効利用するための計画
ヌ　使用周波数の移行計画

2　前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項の別による区分ごとに行うものとする。

一　前項第一号イからハまで及びホからヲまでに掲げる事項　免許人
二　前項第一号イからへまで及びチからルまで並びに同項第二号イからヌまでに掲げる事項　周波数帯
三　前項第一号ロ、ニからトまで、ル及びヲに掲げる事項　全ての周波数帯
四　前項第一号イからへまで及びチからルまで並びに同項第二号イからヌまでに掲げる事項　総合通信局の管轄区域
五　前項第一号イからヲまで及び同項第二号イからヌまでに掲げる事項　全国の区域

3　第一項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

一　第一項第一号イ、ニからへまで及びル並びに同項第二号イ及びニからへまでに掲げる事項　法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
二　第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びヲ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまでに掲げる事項　法第二十六条の二第三項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

4　登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項の調査については、第一項第二号（ホ及びヘを除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、同号中「免許人」とあるのは「登録人」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「第一項第一号イ、ニからへまで及びル並びに同項第二号イ及びニからへまで」とあるのは「第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びヲ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」とあるのは「第一項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」と、「免許人」とあるのは「登録人」と読み替えるものとする。

5　［略］

6　［略］

7　総務大臣は、第三項、第四項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

（重点調査の実施）

第六条　総務大臣は、第三条第一項各号に掲げる無線局の種類ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びヲ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまでに掲げる事項の調査並びに発射状況調査について、必要な限度において詳細に調査を行うことができる。

（臨時の利用状況調査）

第七条　総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項各号又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

2　前項の利用状況調査を行うときは、対象となる周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。

［新設］

2　前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

一　前項第一号から第四号までに掲げる事項　法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
二　前項第五号から第八号までに掲げる事項　法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

3　登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項については、第一項（第三号及び第四号を除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号及び第二号」と、同項第二号中「免許人」とあるのは「登録人」と読み替えるものとする。

4　［同上］

5　［同上］

6　総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

（重点調査の実施）

第五条の二　総務大臣は、第三条に定める周波数帯ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する割当可能周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第五号から第八号までに掲げる調査及び前条第六項の発射状況調査について、無線局ごと又は登録局ごとその他当該割当可能周波数帯の調査に必要な限度において詳細に調査を行うことができる。

（臨時の利用状況調査）

第六条　総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

2　前項の利用状況調査を行うときは、対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。